

第149回 石川県都市計画審議会議事録

平成21年3月25日(水) 10時00分から
石川県庁舎 11階 「1109会議室」

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから、第149回石川県都市計画審議会を開催いたします。

審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして植田土木部長からご挨拶申し上げます。

部長： 本日は、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また日頃は県の都市計画行政に多大なるご支援を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の議題とは直接関係ないんですけども、今日3月25日は、2年前に能登半島で大きな地震が発生したという日でございます。大変大きな被害があった訳ですけども、その後の市町の職員の方、また、地元の方々の努力もありまして、また県内の多くの支援もございまして、なんとか復興まちづくりは軌道に乗っている状況でございますし、また、被害を受けた住宅の改修、建替、公営住宅の整備等によりまして、仮設住宅からの退去も順調に行われる予定となっております。今後も、被災地の復興のまちづくりにつきましては、県と致しましても着実に推進していきたいと思っておりますので、引き続き委員の皆様にも、ご指導賜りますよう、お願い申し上げます。

本日の審議会でございますけれども、8件の案件を予定しておりまして、市町村合併に伴う、かほく都市計画としての区域の統合、また、マスタープラン、そして都市計画道路の見直しに関する案件が3件でございます。それと、金沢都市計画の区域マスタープランの変更や区域区分の一斉見直しに関する案件が3件、その他、七尾都市計画の臨港地区と富来都市計画道路の変更の案件という予定になっております。

どうぞ、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

事務局： 引き続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。議事次第、A4、1枚でございます。議案書といたしまして、A4の冊子と別冊資料1、2、これもA4の冊子でございますが付けております。資料といたしまして、資料1「都市計画道路の見直しについて」A3の1枚でございます。資料2「議案に伴う意見書提出状況」これがA4の3枚、横になっております。資料3「都市計画決定案件市町決定一覧表」これはA3の2枚

とA4が1枚となっております。

何か足りない資料がございましたら、事務局までお知らせ下さい。

本日の審議会には、出席依頼委員26名中18名の委員の方々にご出席
いただいております。

それではこれより、川上会長に議事進行をお願い申し上げます。

会 長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありが
とうございます。

ただいまご報告頂いたように、出席依頼委員26名中18名と半数以上
のご出席をいただいているとのことですので、本日の審議会は有効に成立
しておりますことをご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、高山委員と平林委員に、お
願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議
会の結果報告をお願いいたします。

事務局： それでは、議案書の3ページをお開きください。前回の第148回審議
会の結果について、ご報告いたします。

前回、承認する旨答申のありました、「輪島都市計画道路の変更」、「松
任都市計画道路の変更」、「鶴来都市計画道路の変更」、「辰口都市計画
公園の変更」につきましては11月4日に、また、「金沢都市計画風致地
区の変更」につきましては、11月7日に、「金沢都市計画道路の変更」
につきましては、11月28日に都市計画変更の県告示がなされたことを
ご報告いたします。以上でございます。

会 長： それでは次に、議案の審議に入ります。委員の皆様におかれては、議事
進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最初に、議案第1500号「七尾都市計画臨港地区の変更について」を
上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： それでは議第1500号「七尾都市計画 臨港地区の変更について」ご
説明致します。

お手元の議案書では、5から7ページです。こちらのスクリーンをご覧
ください。

臨港地区とは、港湾施設、臨海工場など港湾を適切に管理運営するため、
港湾管理者の要請を受け定めるもので、地区指定により、工場の新設など
一定の行為に対して、届出をさせ、港湾機能に支障がある場合には、勧告
や変更命令を行うことができます。ちなみに、県内には現在、七尾港を初
め全部で10港、臨港地区がございます。

七尾港でございます。ＪＲ七尾線、七尾駅、国道１５９号、国道１６０号、国道２４９号、能越自動車道の計画線でございます。

今回の変更は、七尾港の「大田地区」で埋立が完了した、岸壁及び埠頭用地の２．５haを、新たに臨港地区に指定するものです。

これにより、七尾港臨港地区の面積は、約１６８haから約１７１haとなります。

「大田地区」においては、現在、岸壁及び浚渫工事は国が、背後の埠頭用地は県が、鋭意、整備を進めており、将来的には水深１３mの大水深岸壁を有する埠頭用地となることとなっております。

現在も整備中ですが、平成１９年度に岸壁と埠頭用地の一部が完成したことから、今回、当該用地を臨港地区に指定いたします。

現在は、水深１０mで暫定供用中で、１万２千トン級の貨物船の着岸が可能であり、多目的の埠頭として、木材や中古車などが取り扱われています。

将来は、４万トン級の貨物船の着岸が可能となり、さらに七尾港の活性化、地域経済の発展に寄与するものと思っております。

以上が、七尾都市計画臨港地区の変更内容です。

なお、２月１０日から２月２４日の期間、都市計画案を縦覧致しましたが、意見書の提出はございませんでした。

会 長： 只今の、事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。特にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。

次に、議案第１５０１号「富来都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： 議第１５０１号「富来都市計画道路の変更について」をご説明致します。議案書は９ページ、図面１１ページになります。

こちらのスクリーンをご覧下さい。

全体的な地図でございまして、紫色が国道２４９号です。緑色で県道富来中島線と深谷中浜線でございます。増穂ヶ浦がありまして、道の駅「とぎ海街道」、志賀町役場富来庁舎でございます。町立富来病院等がございます。

「地頭町線」につきましては、赤色で示しますこちらでございまして、地頭町商店街と国道を結ぶ延長７７０mの都市計画道路でございます。沿道周辺には富来病院やバスターミナルなどもございます。この路線につきましては、志賀町の「合併まちづくり計画」で、「合併支援道路」としても位置づけられています。

全体区間の中で地頭町商店街を通過する約３５０mにつきましては、平成１３年度に「街なか再生・目抜き通り整備事業」、県の事業でございますけ

れども、それにより整備が完了してございます。

今回の変更は、残る国道までの延長420mの区間の事業化にあたりまして、線形及び道路の幅の変更を行うものです。

もう少し大きな図面でご説明いたします。今回変更する区間のうち、商店街側、図で上側のA区間については約186mございまして、元々の計画のままですと、拡幅による民地側への影響が大きいことから、今回、出来るだけ現在の道路を使うように、少し線形を見直しまして、道路整備後も沿道に家が残って頂けるような配慮ということで整備を進めることとしております。

また、国道側の234mにつきましては、川とかがございまして、沿線の立地状況が、少し建物が少のうございまして、両側歩道の区間ではなく、片側歩道に変更いたしまして、総幅員を12mから10mに縮小しまして、なおかつ、現在の道路を極力活用するような形で変更することを考えております。

道路の断面をお示しいたします。A区間の12mで、両側歩道2.5mの歩道が付く2車線の道路でございます。B区間につきましては、歩道を片側といたしまして、全体で10mに幅を縮小するものでございます。

現地の写真をご覧頂きます。これはA区間でございます。現在はセンターラインのない道路でございます。

次に、改良済み区間、商店街が側から、今から整備する区間を見た写真でございます。このような形で整備することになります。

以上が、地頭町線の変更内容の説明でございます。

なお、この変更案については、地元説明会を行った上、本年の2月27日より3月14日まで、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、今後の事業の予定でございますけれども、今回の変更区間につきましては、来年度より県の街路事業で事業着手する予定でございます。併せて志賀町が「まちづくり交付金事業」により、関連する町道の修景やポケットパークの整備等を併せて進めることとなっております。これら県と町の事業の連携により、周辺一帯の安全で円滑な交通の確保とか、まちなかの再生、賑わいの創出を図るものであります。

以上で説明を終わります。

会 長： 只今の事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

特にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。

次に、議案第1502号「高松都市計画区域及び七塚宇ノ気都市計画区域の変更について」及び、議案第1503号「かほく都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」については、関連があ

りますので、併せて上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： それではまず、議第1502号「高松都市計画区域及び七塚宇ノ気都市計画区域の変更について」ご説明致します。

お手元の議案書では、13から15ページです。

こちらのスクリーンをご覧ください。

かほく市は、平成16年3月1日に「平成の大合併」の県内第1号として、高松町、七塚町及び宇ノ気町の3町が合併した人口約3万5千人の都市でございます。

合併の結果、一つの都市の中に、旧高松町の一部である「高松都市計画区域」、それと旧七塚町全域及び旧宇ノ気町の一部からなる「七塚宇ノ気都市計画区域」の2つの都市計画区域が併存しております。

都市計画区域とは、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」ということですので、今回、かほく市として、一体的な都市施設の整備や土地利用誘導を図るため、併存している2つの都市計画区域を1つの区域に統合するものでございます。

能登有料道路、国道159号線、JR七尾線でございます。

かほく市において、当面、急激な人口増加や大規模な産業集積といったものは見込まれないことから、都市計画区域の範囲は変更せず、統合後の区域面積は、「高松都市計画区域」と「七塚宇ノ気都市計画区域」を合計した3,476haとなります。

なお、名称は「かほく都市計画区域」とします。

以上が、高松都市計画区域及び七塚宇ノ気都市計画区域の変更内容でございます。

続きまして、議第1503号「かほく都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」ご説明いたします。

お手元の議案書では、17ページ、別冊1として、計画書を配布しています。

こちらのスクリーンをご覧ください。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成12年5月の都市計画法の改正により、県が都市計画区域ごとに決定することとなり、「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれています。

「都市計画の目標」や「主要な都市計画の決定等の方針」などから構成され、土地利用や道路、公園等の都市施設など個別の都市計画の上位計画として位置づけられております。本県では、平成16年5月に、県内の全ての都市計画区域について「都市計画区域マスタープラン」を、決定しております。

今回、七塚宇ノ気及び高松の2つの都市計画区域を統合することから、これに併せ、かほく都市計画区域としてのマスタープランを策定するもの

です。

当計画は、合併後のかほく市の総合計画、市のマスタープランを踏まえ、策定したものであり、平成16年度以降の社会環境の変化についても、反映させております。

計画の詳細は、別冊の計画書のとおりですが、スクリーンで、その概要をご説明致します。

まず、「都市づくりの基本理念」として、スクリーンのとおり「協働によるまちづくり」「個性と魅力あるまちづくり」「一体的なまちづくり」の3つの理念を掲げております。

なお、スクリーン上では、赤文字の文章が今回の変更点ということになっております。

「地域毎の市街地像」ですが、「商業・業務ゾーン」として、引き続き、駅前等の中心商店街の魅力アップを図るとともに、今回、新たに、内日角の大規模商業地区を広域商業ゾーンとして位置づけております。

市街地の全体規模を示す「居住ゾーン」については、合併以前からの既存の集落、国道159号や駅の周辺地区に加え、新たに県立看護大学周辺なども位置づけております。

「区域区分の決定の有無」ですが、合併しても、将来的に人口の増加や無秩序な開発が進展する可能性が低いため、引き続き、区域区分は定めないこととします。

「土地利用に関する方針」として、今後は、用途地域の指定により、良好な環境を有する市街地形成を図ることを定めております。

また、「主要用途の配置の方針」として、内日角に大規模商業施設を配置するほか、河北縦断道路沿線については、無秩序な開発を抑制し、周辺環境に配慮することとしております。

住宅地においては、旧の宿場町や漁村などの固有のまちなみや、旧市街地の特徴である職住共存のにぎわいを残しながら、市街地の形成を図ることとしております。

交通施設については、能登有料道路、国道159号及び河北縦断道路などによるネットワークの向上に加え、福祉バスの導入などにより、お年寄りや障害のある方、誰もが地域活動に参画できる、より充実したネットワークの構築を図ることとしております。道路については、新たに、合併後の市街地連携強化のための東西幹線道路や、広域交流のための県立看護大インターチェンジのフル化を位置づけております。

下水道については、汚泥の再利用など地球環境にやさしい下水道システムの構築、浸水対策など都市の治水機能の向上を図ることとしております。

最後に、景観構成系統としまして、「いしかわ景観総合条例」の施行を受け、景観形成重要地域に指定されている能登有料道路沿線の、良好な景

観を保全することを、新たに記載するとともに、宿場町や漁村集落などとしての伝統的なまちなみを残している地区は、地域の貴重な景観資源として保全、修景することとしております。

以上の計画案につきましては、町会長や区長の方に説明するとともに、昨年11月にパブリックコメントの募集を行い、県民の方からの意見を踏まえて策定しております。

また、前回の審議会で設置を承認して頂きました専門委員会においても、検討して頂き、計画案を取りまとめております。

これで「かほく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の説明を終わります。

なお、2月27日から3月13日の期間、都市計画案を縦覧いたしました。意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会 長： ただ今ご報告いただいた「かほく都市計画」の変更案については、前回の審議会において設置いたしました「いしかわの都市計画検討専門委員会」に付託しておりますので、専門委員会での審議結果を高山委員長より報告していただきたいと思っております。

委員長： 専門委員会委員長の高山でございます。

それでは、かほくの都市計画マスタープランの変更について、報告させていただきます。昨年10月28日に第1回の検討専門委員会を開催しまして、それから今年2月3日に第2回の専門委員会、合計2回の委員会を開かせていただきました。

その中で、都市計画の目標並びに土地利用、都市施設及び市街地開発事業の都市計画の決定の方針などについては、各専門の委員の皆様方から、都市計画、交通計画、防災、環境、農村及び建築、それぞれの立場から専門的に審議をして頂きました。

その際、いくつかご意見が出ましたが、その主な意見をまとめてご報告させていただきます。

一つ目は、地域資源として歴史的なまちなみ地区などの保全は非常に重要な課題であるという点。それから、能登有料道路沿線の海岸、それから保安林も貴重な自然であるというご意見。それから、用途地域や地区計画以外の条例や協定による計画的な開発の取り組みも今後必要ではないかというような意見がありました。

なお、今ほど事務局より説明のあった案につきましては、当委員会での意見を踏まえ、事務局で策定したものでありまして、第2回の委員会において、妥当な計画というふうに、了承されております。

以上、専門委員会での検討結果について報告いたしました。

会 長： ありがとうございます。只今の事務局の説明及び高山委員長からの報告についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。

特にご意見もないようですので、議案第1502号及び第1503号は、ご承認いただいたものといたします。

次に、議案第1504号「かほく都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： 議第1504号「かほく都市計画道路の変更について」をご説明致します。

議案書は19ページから25ページまで、参考資料として資料1、資料2がございます。まず、スクリーンで説明します。

今ほど審議して頂きました合併に伴う都市計画区域の再編に伴せ、都市計画道路についても、今後の人口減少や財政状況等の社会経済状況の変化を踏まえ、合併後の一つの都市としての適正な道路網のあり方の検討を行った上で、長期的に未着手になっている道路の廃止や縮小、さらに、合併により新たに必要となった合併支援道路の追加などを含めた全体的な見直しを行っております。

まず、かほく市における都市計画道路見直しの経緯をご説明いたします。

かほく市では、平成18年度より、本審議会の委員でもある高山教授を委員長とした、都市計画道路の見直しの検討委員会を設置いたしまして、4回の会議を経まして、ちょうど1年前の平成20年3月に見直し素案を取りまとめました。

その後、見直しの素案をもって、平成20年の7月から10月までの間にパブリックコメントの実施や、対象路線の住民に対する合計24回の説明会を開催した上で、最終の検討委員会を経まして、今回の見直し案を策定しております。

今回の変更案では、県の計画決定、当審議会で諮る計画決定で、12路線、延長で18.5km、市の審議会で諮る市決定、5路線5.9km、合わせて17路線24.4kmについて都市計画道路の廃止や幅員を変更する中身となっております。

なお、本日の審議会に諮る案件は、県道及び幅員16m以上の市道が県の決定案件であります。それ以外のかほく市決定の5路線については、さる3月18日に開催された、かほく市の都市計画審議会で審議されて承認されております。

それでは各路線の変更についてご説明いたします。まず七塚宇ノ気地区についてご説明いたします。

説明が少し長くなりますが、宜しくお願いします。

まず、「七塚宇ノ気地区」でご説明いたします。能登有料道路が海岸沿

いにございます。国道159号とJR七尾線、河北縦断道路でございます。県道とかはく市役所本庁舎、昨年オープンしましたショッピング・センターが下の方にピンク色でございます。

都市計画道路の見直しについては、こちらにあります5つの観点で見直しを行っております。

1番上から1番目としまして、「地形上等の制約があり、物理的に整備が困難、事業費が膨大となる場合」、「機能を代替える道路がある場合」、「地域の分断やコミュニティーの喪失の恐れがある場合」、「道路ネットワークとしての必要性が低下している場合」、「計画決定時に想定していた土地利用状況・計画が変化している場合」。こういった場合に該当する場合で、現状の交通上とか、防災上の支障の有無を検証した上で変更、あるいは廃止を含めた計画の見直しを行うこととしております。

それでは、具体的な路線について、見直し理由を順次説明してまいります。

まず、「白尾木津線」でございます。

能登有料に平行して、昭和42年に決定した旧七塚町の南北を連絡する幅22m、延長4,190mの幹線道路でありますけれども、今回、青色で示す全区間について、計画路線周辺が保安林区域であること、道路整備を行うと、住環境への影響が懸念される、また、平行して市道があることや、隣接している能登有料道路の無料化が予定されております。こういった交通面での代替機能も確保されていることから、今回、この区間を廃止するものであります。

次に「白尾宇野気駅線」でございます、JR七尾線宇野気駅と今ほど説明した白尾木津線を結ぶ延長1,480mの路線でございますけれども、このうち青色で示す680m区間について、白尾木津線が廃止されること、また、周辺の市道で概ね交通とか防災の代替え機能を果たしていることから、廃止を行うものであります。

次に「宇ノ気秋浜線」でございます。宇野気駅周辺の補助幹線の位置づけの道路でございますけれども、こちらにつきましても、平行してあります国道とか市道が代替機能を有しておりますので、今回廃止を行うものでございます。

次に「大崎横山線」でございます。

JR七尾線に沿って南北に延びている都市計画道路でございます。延長が長いので3区間に分けてご説明いたします。

まず、起点側、図面の下の方ですけれども、内日角地内の600mにつきましても、当初決定以降に近隣に河北潟の干拓用の道路が整備されてまして、現在その道路が供用されております。その為、その区間を活用するような形で、起点の位置を変更することといたします。

次に、少し上の方へ行きまして、この区間も整備中でございます。この

赤の区間の宇気地内から横山地内の1400mについては、当初計画では、宇ノ気川沿いの農地を直線的に通過する計画となっておりましたけれども、残る農地の形状など沿道土地利用に配慮した線形に今回変更いたしました。また、自転車や歩行者の利用状況も勘案しまして、線形と幅員を変更するものでございます。

川添いの区間については片側歩道の11mに、それより川から外れる上の方の区間については、両側歩道の12mにそれぞれ縮小するものであります。

一番終点側です。北側の300mにつきましては、人家が連担している区間でありますので、地域コミュニティーの喪失が懸念されます。それと、接続する青の波線で書いてございますけれども、かほく市決定でございますけれども、木津笠島線を廃止することに伴いまして、道路ネットワークとしての必要性も低下することから、終点部の300mを廃止することとします。

以上の3区間の変更によりまして、路線名についても、「大崎横山線」から「内日角横山線」に変更するものでございます。

続きまして、「横山駅線」でございます。

横山駅の山側からのアクセスする延長140mの計画道路でございますけれども、こちらにつきましては、起点部と終点部の地形の高低差が大きく、このままで整備すると急勾配の道路となること、また、既存の県道により、駅へのアクセス機能が確保されていることから、今回、全区間廃止するものでございます。

「横山松浜線」について説明いたします。

本路線につきましては、JR七尾線による東西地域の分断解消や地域間の連携強化を図るために、「合併支援道路」として、今後整備を行うものでございます。この赤線でございますけれども、起点部河北縦断道路、終点部は県道高松内灘線までの1,760mについて新たに都市計画の決定を行うものです。

また、この決定に伴いまして、青色で示します、木津から宇気地内の970mにつきましては、並行する市道もございますので、廃止するものとしていたします。

この東西の合併支援道路につきましては、今回廃止する上の方の青の波線でございます木津笠島線と、下の方に後ほど説明いたします鉢伏秋浜線のちょうど中間位置になるような位置で計画しておりまして、ルートを選定にあたりましては、既存の集落や住宅団地への影響を小さくすること。また、埋蔵文化財を避けたり、現在の道路の活用を念頭に計画したものでございます。将来的には、都市計画区域マスタープランで位置付けている能登有料道路無料化後の新設インターの構想にも整合できるようなルートとしております。

幅員につきましては、河北縦断道路から宇気地内の1,150mの山側の区間につきましては、片側歩道。宇気地内から現道までの海側の区間については、市街地内を通過する為、両側歩道としております。

次に、「宇ノ気狩鹿野線」の説明でございます。

現在、宇野気駅前から大崎横山線の区間を整備中でございます。大崎横山線から狩鹿野地内までの950mの区間につきましては、沿道が農地でございます。当初想定していた市街化等が今後も見込まれないことから、現在の道路幅7mでも交通や防災上の支障がないということから廃止するものでございます。

この路線につきましては、終点が変更となりますので、路線名を「宇野気ふれあい通り線」に変更することといたします。

「鉢伏秋浜線」でございます。

こちら区間が長い為3区間に分けてご説明いたします。

起点側の山側の方の鉢伏地内から大崎横山線までの約1060mにつきましては、ほ場整備が別途行われております。そのまま整備すると優良農地を分断することとなりますので、そういった観点と、並行して市道整備が行われております。それが代替機能を有していることからこの区間について廃止するものとします。

大崎横山線から国道159号までの間、1kmあります。この区間については、JR七尾線を立体交差する計画でございましたけども、沿道は人家が連担した既成市街地であることから、整備を行うと多くの物件移転が必要となります。地域の分断が懸念されます。なおかつ踏切周辺を除き、概ね6m程度の現道幅が確保されていることから、当路線についても廃止するものといたします。

最後に国道159号から秋浜地内の720mについては、こちらも人家連担部でございます。周辺に市道もございますので、併せて廃止するものといたします。

続きまして、「高松地内」のご説明でございます。

位置図ですけども、能登有料道路、159号、JR七尾線、県立看護大学はこちらの上の方になります。

まず、「本町通り線」の説明でございます。

本町通り線は、この赤で出ました、高松インターの周辺から看護大インターの周辺を接続する、高松地内の都市交通の円滑な処理を図る路線でございます。また、「旧能登街道」として当時の面影を残す区間もございます。

このうち、高松インター側の700mと、看護大インター側の1,550mの2つの区間につきましては、沿線周辺の土地利用状況を勘案しまして、歩道の幅とか駐車帯の幅を縮小しまして、18mの計画を12mの計画に縮小する変更を行うものとします。

また、この間に挟まれました400mの区間につきましては、道路中央

部に現在、用水や桜並木がある区間でございます。当初計画では、この区間を全部含めて18mの道路に整備する予定でございましたけれども、真ん中にある用水の区間をそのまま残す形にしまして、その区間を都市道路の幅から外しまして、18mから13mに縮小するものでございます。

次に「東大通り線」と「中沼高松線」につきまして、関連があるため併せて説明いたします。

東大通り線につきましては、国道159号から上の方へ向かっていきまして、北大通り線までの区間でございますけれども、途中の中央大通り線までの930mについては、人家連担部でございますので、地域コミュニティーの喪失が懸念されること、また、国道とほぼ平行して走っておりますので、中央通り線も整備が終わっているということで、今回廃止するものとしております。

中央通り線から北大通り線までの520mの区間については、上の方へ接続する中沼高松線の方へ追加いたしまして、看護大インター線から1,370mを中沼高松線に変更することといたします。その際、線形や幅員についても、接続する現道とか、沿線の土地利用状況を勘案しまして変更したいと考えております。

「旭通り線」でございます。

高松駅前を通過している道路でございます。高松駅から県道八野高松線までの間220mについては、すでに整備済みでございます。残る赤色で示します160mの区間につきましては、こちらも人家密集しております。それと北大通り線が廃止されるということもありまして、今回、廃止するものでございます。

以上が、かほく都市計画道路の見直しに伴う変更内容の説明でございます。

これら廃止の路線につきましては、別途、かほく市が地元と協議を行いまして、今後必要に応じ、踏切の拡幅や隅切り改良などを進めていくことと聞いております。

また、本案につきましては、最初に説明しましたが、かほく市での検討会での審議を経て、パブリックコメントや地元説明会を行い、案を策定しております。その上で平成21年2月27日より3月13日まで、2週間縦覧に供しました。その結果、意見書が1通出ております。

引き続き、意見書の要旨、意見書に対する県の見解について説明いたします。資料2をご覧ください。

今回付議する全案件について、縦覧期間、意見書の有無、縦覧の周知方法等まとめたものでございます。「かほく都市計画道路について」の意見書の有無の欄に有りとなっております。

一枚めくって頂きますと、意見書の要旨を取りまとめてございます。かほく市横山地内在住の1名の方から提出されております。

意見書の内容につきましては、こちらの路線、道路の拡幅12mの計画が残るところでございます。「拡幅は両側とするのが公平な取り扱いではないか」との意見でございます。

こちらのスクリーンで、計画の中身を説明いたします。

大崎横山線の変更案のうち、意見書を出された区間につきましては、500mの区間でございますけども、計画を16mから12mに縮小する変更案でございますけども、現道は、6～7mありまして、拡げるのはこの図でいう上側方へ拡げる計画となっております。

これに対して両側、下側方にも拡げればよいというご意見でございますが、当該区間については、今回の見直しで、その拡げる幅を少なくなるような案であります。

その理由としては、すでに16mの計画に基づいて、沿道両側の住宅の立地が進められております。線の上に建築された方もいれば、線を避けて建築された方もおります。区間全体として、今回の変更により新たな支障物件が発生することを避けるように、拡幅の影響が小さくなるような配慮として、元々拡がる計画の幅を小さくするような変更を行ったものです。また、支障物件の数などの検討も行った結果、この案が望ましいと判断したものであります。

この区間については、かほく市道でもございます。引き続き、本日、かほく市の副市長が審議会に来ておりますので、副市長の方から、この案件及び意見書に対するかほく市の見解について、ご説明していただきます。

かほく市副市長： かほく市副市長の架谷でございます。

委員の皆様には、日頃からかほく市の都市計画行政に適切なお指導、ご助言を頂いております。厚くお礼を申し上げます。

また、先ほどは2件の案件につきまして、ご承認頂きました。重ねてお礼申し上げます。

今回の都市計画道路の変更でございますが、これについてのかほく市の意見をご説明致します。

かほく市では、都市計画区域の統合に併せまして、少子高齢化のなど、近年、大変社会経済情勢の変化を踏まえ、長期間未着手・未整備となっている都市計画道路について、学識経験者や住民代表の皆さんで構成しました「かほく市幹線道路網整備計画策定委員会」を設置いたしまして、交通処理や防災面、また、事業実現性、地域コミュニティーの保全など、総合的な観点から検証を行った上で、都市計画変更を前提にパブリックコメントや住民説明を行い、地元の合意形成に努めてまいりました。

意見書に対する市としての見解は、現道の活用に加え、既決定に基づいたセットバックや、53条許可での建築状況を踏まえ、拡幅の影響が最小限になるように、また、経済性を考慮し、既決定のとおり、西側へ拡幅す

る案としたものであります。

また、意見書提出後の3月16日に当該地区において、再度説明会を開催いたしました。都市計画変更の理由や今後の対応についての説明を行い、地区全体としての御理解を頂けたと判断しております。

さらに、3月18日に開催致しました、第7回かほく市都市計画審議会におきまして、意見書の要旨と市の見解を説明し、審議して頂きました。「原案のとおり都市計画変更することを承認する。」という答申も頂いております。

横山地区の関係住民に対しましては、要望事項を踏まえ、事業実施の際には、充分、地元調整を行うとともに誠意をもって対応したいと考えております。

いずれにいたしましても、都市計画は、まちづくりの大きな基礎となるものでございます。私どもかほく市といたしましては、市長を先頭にいたしまして、新しいまちづくりに今後とも積極的に取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしく願います。以上でございます。

会 長： それでは、只今の事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

委 員： 合併したということで、高松と七塚宇ノ気に計画区域1つにするということで、それに伴う、いろんな今までの計画が全体的に、大々的に見直しされて、その辺はいろいろ審議もされてきたと思いますが、今の意見書について、市の方も3月16日に地元の人に再度説明してきたということでありますし、18日には市の審議会諮って何ら問題なかったという副市長さんの話であったと思いますが、16日の段階で意見書を出された方が、その方は分かっておいでるか分かりませんが、その方に説明をされて、どういう状況になっているか、お聞かせいただければと思います。

かほく市産業建設部長： かほく市の産業建設部長の川島と申します。ただ今のご質問ですが、再度説明会を開いたということで、地元の方の中で、今回の変更というものを勘違いされていて、新たに計画決定をすると考えておいでた方が数名いました。

再度説明したところ、従前から計画決定されていたものを、16mを12mに縮小するというので、影響がこれまでよりも、地権者に対して、少なくなるというご理解をいただいたということでございます。

委 員： こういう事業をやっていく時には、地元の皆様の協力がないと難しいと思うんです。そういうことで、丁寧に説明されて理解を頂いたと、意見書出された方は誤解をしておいでたということで、理解を頂いたということでありますから、私もほっとはしておりますが、慎重に地元の方と話をし

ながら進めていただくことが、1番事業が進む早いことだと思いますので、その辺十分話をしながら進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

会 長： それでは、ただ今のご意見を踏まえて対応していただければと思いますが、他にご意見いかがでしょうか。
ただ今の案件については、最初の都市計画決定はいつになるわけですか。

事務局： 昭和42年でございます。

会 長： だいぶ経っているわけですね。
他にご意見ございませんでしょうか。
特にご意見ないようですので、本案については、ご承認いただいたものといたします。
次に、議案第1505号「金沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を上程します。
事務局から説明して下さい。

事務局： 議第1505号「金沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、金沢都市計画マスタープランの変更について」ご説明いたします。

お手元の議案書では、27ページ、別冊2としての計画書を配布しています。こちらのスクリーンをご覧ください。

金沢都市計画区域につきましては、平成16年5月以降、北陸新幹線の金沢開業の決定や金沢港の整備進捗など、取り巻く環境に大きな変化があったことから、市のマスタープランの検討結果を踏まえ、今回、計画内容を変更するものです。

計画の詳細は、別冊の計画書のとおりですが、スクリーンでその概要を主な変更点を中心にご説明いたします。

まず、「都市づくりの基本理念」といたしまして、引き続き7つの理念を掲げていますが、特に超高齢社会を迎え、「安全、快適に歩けるまちづくり」というところを、「誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり」に変更し、都市全体としてバリアフリー社会の構築を目指す姿勢を示しております。

「区域区分の決定の有無」ですが、引き続き区域区分は継続することといたしますが、現計画では「将来の人口増加も予想される。」と記載しているところ、変更案では「人口は減少していくことが予想されるが、広域交通機能の拡充に伴い、交流人口の増加など一定の開発圧力が存在する。」

とし、表現を変更しております。

この折れ線グラフをご覧ください。

このように、市街化区域の人口の減少を見込んでおります。

「主要用途の配置の方針」としまして、「業務地」は、都心軸、国道8号沿線や野々市町、内灘町庁舎の周辺に、「商業地」は、都心軸のほか、金石、野々市、内灘や鉄道主要駅の周辺などの地区に配置することとしております。

次に「工業地」ですが、「既存の工業地」に引き続き、工場を誘致するとともに、金沢港周辺の工業地を拡充整備し、石川県立大学周辺につきましては、新たに、産・学・官の連携により新産業の創出を図るエリアとしております。

「住宅地」については、特に既成の住宅地において、定住促進策を推進し、空地の有効活用を図るとともに、歴史的景観の残る地区については、地区計画、伝統的建造物群保存地区などにより、まちなみを保全し、老朽木造密集地区などにおいては、防災機能の向上を図ることを今回追加しております。

「都市施設の方針」のうち、交通施設については、従来からの環状型道路ネットワークの形成を進めるとともに、北陸新幹線金沢開業に向けた金沢駅西口広場の拡張や、低炭素社会の実現に向けた公共交通の利用促進、歩けるまちづくりを今回追加しました。

また、無電柱化を促進し、街なみ景観の向上や歩行者の安全で快適な環境整備を図ることも追加しております。

下水道及び河川につきましては、昨年の浅野川の豪雨災害を教訓に、雨水貯留あるいは浸透施設の整備等により都市の治水機能の向上を図るとともに、また、犀川本流は概ね100年に1回程度発生する規模の降雨に対して、安全に流下させることとするなど、河川の整備目標を明確にしております。

市街地開発事業ですが、今後、郊外型の大規模な住宅地開発は抑制するという観点から、現行の「土地区画整理事業等により計画的、先行的に都市基盤整備を促進する。」という記述を削除し、「地区計画等により無秩序な市街地の形成を防止する。」という記述に変更しております。

自然的環境の方針としまして、引き続き、河川、緑地や丘陵地などの貴重な自然環境の保全、公園の整備充実を図ることに加え、近年の地震、豪雨など頻発する自然災害に鑑み、避難地としての活用、都市全体の防災性能の向上に寄与すべきとしています。

景観構成系統においては、「いしかわ景観総合条例」などに基づき、丘陵地から歴史的建造物まで、様々な景観要素を保全すべきであるとしております。

以上の計画案は、町会長の代表の方に説明するとともに、昨年11月に

パブリックコメントの募集を行い、県民の方からの意見も踏まえて策定しております。

また、当計画も、専門委員会において検討して頂き、計画案を取りまとめて頂いております。

これで「金沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」説明を終わります。

なお、2月13日から2月27日の期間、都市計画案を縦覧いたしましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会 長： 「金沢都市計画」の変更案につきましても、専門委員会に付託されておりますので、同委員会での審議結果も高山委員長より報告していただきます。

委員長： それでは、ご報告いたします。

金沢の都市計画区域マスタープランの変更につきましても、かほく市と同様に計2回の専門委員会を開催いたしました。その席上、各委員の皆様方から、専門的観点でいろいろ審議して頂きました。

その際出ました主な意見としましては、3つございまして、まず1点目は、超高齢社会を目前にし、バリアフリーの記載が不十分であって、暮らし、社会参加できる都市づくりの姿勢が必要ではないかというご意見です。

2番目は、先ほどもありましたが、洪水対策として、河川による流下対策のみでは不十分であり、流域での雨水の浸透対策なども重要ではないかというご意見です。

3番目は、コンパクトシティ実現に向けて、郊外型区画整理事業等についての方針が不明瞭であるというご意見がありました。

それで、今ほど事務局より上程されました最終案につきましては、これら委員会等で出ました意見を踏まえ、先ほどような形で計画案の策定をしていただきました。

第2回の委員会におきましては、策定していただいた案について、妥当な計画であろうということで、了承されております。

以上、専門委員会での検討結果について報告いたしました。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。只今の事務局の説明及び高山委員長からの報告についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

特にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。

次に、議案第1506号「金沢都市計画区域区分の変更について」を上

程します。

事務局から説明して下さい。

事務局： 議第1506号「金沢都市計画 区域区分の変更について」ご説明いたします。

お手元の議案書では、29から31ページ。それと、33から37ページの図面でございます。

こちらのスクリーンをご覧ください。

「区域区分」とは、いわゆる「線引き」と呼ばれている制度で、無秩序な開発を抑制し計画的な市街地を形成するため、市街化を促進する「市街化区域」と、当分の間市街化を抑制する「市街化調整区域」とを区分するものです。

「区域区分」は、5年から7年ごとに実施する都市計画基礎調査に基づき、「一斉見直し」として、定期的に変更しております。

昭和45年の当初決定から、これまでに合計4回一斉見直しを行っており、現時点で、市街化区域は9,944ha、都市計画区域の約40%となっております。

今回は、平成13年の第4回「一斉見直し」後の土地利用状況を踏まえ、既に宅地化が進んでいる地区や、既成市街地の周辺で、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を「市街化調整区域」から「市街化区域」に変更するものです。

さて、市街化区域への編入は、都市計画上の必要性や市街地整備の確実性を確認するとともに、「人口フレーム方式」により、行うこととなっております。

「人口フレーム方式」とは、まず、市街化区域の「将来人口」と既存の市街化区域に「将来居住できる人口」を推計し、「将来人口」から「将来居住できる人口」を引いた数値、すなわち、将来、既存の市街化区域に居住できない人口、これを「人口フレーム」として、保留しておきます。

そして、「市街化調整区域」から「市街化区域」に変更する必要がある場合に、そのフレームの範囲内で、必要な人口を配分し、その人口に相当する区域を、市街化区域に編入する制度です。

金沢都市計画の市街化区域では、平成27年の「将来人口」48万280人に対して、市街化区域に「居住できる人口」が47万5,910人と推計されたことから、差し引き4,370人を「保留人口」としております。

今回は、「保留人口」4,370人のうち、一斉見直しにより、必要な地区に230人を配分し、残りの「保留人口」は4,140人となっております。

将来、経済社会情勢が変わり、新たな市街地が必要となった場合には、

この「保留人口」の範囲で、市街化区域への編入がされることとなります。

次に、市街化区域へ編入する具体の地区について、ご説明いたします。

金沢港、犀川、浅野川、JR北陸本線、金沢駅、国道8号線、金沢外環状道路海側幹線、山側環状でございます。

今回の一斉見直しでは、金沢港周辺の工業団地、国道8号線や山側環状などの幹線道路沿線の沿道サービス地区や既存の住宅地などの12地区、36.2haを、市街化区域に編入するものです。

それでは、市街化区域へ編入するそれぞれの地区について、順に、ご説明致します。

臨海地区についてご説明します。

金沢港、大野川、金沢外環状道、海側幹線、都市計画道路臨港線、大浜御供田線でございます。

金沢港に面した地域は、都市計画区域マスタープランで「物流・生産複合地区」として位置付けられています。

今回は、一部、市街化調整区域になっている当地区6.6haを、市街化区域に編入するものです。

県の土地開発公社が造成を計画している工場用地の一部と、御供田岸壁や埠頭用地などを市街化区域に編入するもので、埠頭用地には現在、ガントリークレーンなどが整備されております。

なお、当該地区は周辺と同様、用途地域は「工業専用地域」とすることとしております。

次は、二ツ寺地区です。

犀川、木曳川、金沢外環状道路海側幹線、国道8号、都市計画道路観音堂上辰巳線、示野機器工場団地でございます。

二ツ寺地区は、都市計画区域マスタープランで「都市型産業集積地区」として位置付けられております。

また、当地区は、将来、市街化区域編入を見込んでいる「特定保留地区」で、地元の合意形成も図られたことから、既存工業団地と一体となった工業地として整備を図るため、当地区4.6haを市街化区域に編入するものです。

こちらが、二ツ寺地区の計画図です。

当地区は、土地区画整理事業により整備する予定であり、用途地域は、最終的には周辺地区と同様「工業地域」とすることとしております。

次は、南森本地区です。

JR北陸本線、森本駅、国道8号線、金沢サティでございます。

南森本地区は、既にレジャー施設や商業施設などと国道8号に囲まれた地区で、沿道サービス系の土地利用を図るため、当地区2.1haを市街化区域に編入するものです。

なお、沿道施設の立地が進んでいる国道8号の沿線であることから、用

途地域は周辺地区と同様、「準工業地域」とすることとしております。

次は、高柳地区でございます。

J R北陸本線、国道8号線、都市計画道路東山・内灘線、都市計画道路正田・上荒屋線でございます。

高柳地区は、金沢東インターチェンジからのアクセス道路である東山内灘線と、内側環状道路の正田・上荒屋線との交差部に位置する交通利便性の高い地区でございます。

この交通利便性を活かし、沿道サービス系の土地利用を図るため、当地区1.7haを市街化区域に編入するものです。

なお、沿道施設の立地が既に進んでいる地区であることから、用途地域は周辺地区と同様「準工業地域」とすることとしております。

次は、若松第1地区、若松第2地区及び若松第3地区でございます。

浅野川、山側環状、金沢大学、都市計画道路若松角間線でございます。

これらの3つの地区は、既に宅地化され、周辺と一体的な土地利用が図られていることから、土地利用の整序を図るため、市街化区域に編入するものです。

なお、これらの地区は、周辺地区と同様「第1種低層住居専用地域」とすることとしています。

次は、野田地区、山科第1地区及び山科第2地区でございます。

山側環状、都市計画道路専光寺野田線、野田山墓地でございます。

野田地区は、旧の金沢市の水道配水場であった1.2haの地区で、既に開発許可を受け、造成が完了していることから、今回、市街化区域に編入するものです。

なお、この地区の用途地域は、周辺と同様「準住居地域」とすることとしております。

山科第1地区は、市街化区域と山側環状に囲まれた面積0.9haの地区で、山側環状沿線の立地環境を活かした沿道系の土地利用を図るため、今回、市街化区域に編入するものです。

用途地域としては環状道路沿線は「準住居地域」、後背地の住宅予定地は「第1種中高層住居専用地域」に指定することとしております。

山科第2地区は、山側環状への取り付け道路整備により、市街化調整区域と分断された面積0.02haの土地であり、隣接する地区と一体的な土地利用を図るため、今回、市街化区域に編入するものです。

用途地域としては「準住居地域」を指定することとしております。

次は、内灘町の千鳥台地区でございます。

内灘砂丘、能登有料道路、直線化の計画線、コンフォーム内灘でございます。

千鳥台地区は、内灘高校の西部に位置し、平成3年に、計画的な大規模開発として、開発許可を受け、既に商業施設、温泉施設などや戸建住宅地

が立地しております。

当地区 17.5 ha について、適正な土地利用誘導を図るため、市街化区域に編入するものです。

こちらが、商業施設や住宅地の写真でございます。

なお、用途地域としまして、商業施設用地は「近隣商業地域」、住宅地は「第1種低層住居専用地域」に指定することとしております。

次は、内灘町の向栗崎地区です。

能登有料道路、大野川、都市計画道路東山内灘線、清湖大橋でございます。

向栗崎地区は、市街化区域に隣接し、平成12年に住宅地として地区計画が決定された上、開発許可を受けて開発された地区です。既に住居系の市街地として市街化が進行しています。

当地区 1.4 ha を、適正な土地利用誘導を図るため、市街化区域に編入するものです。

用途地域としては、周辺と同じ「準工業地域」に指定することとしております。

以上の各地区の市街化区域への編入については、住民への説明会等により周知を図っております。

以上が、金沢都市計画区域区分の変更内容です。

なお、2月13日から2月27日の期間、都市計画案を縦覧いたしました。意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会 長： 只今の事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

特にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。

次に、議案第1507号「金沢都市計画臨港地区の変更について」を上程します。

事務局から説明して下さい。

事務局： 議第1507号「金沢都市計画 臨港地区の変更について」ご説明致します。

お手元の議案書では、39ページから41ページです。

こちらのスクリーンをご覧ください。

金沢港、大野川、都市計画道路金沢駅港線、都市計画道路臨港線、大浜御供田線でございます。

今回の変更は、市街化調整区域から市街化区域に編入する「御供田地区」と「近岡地区」合計8 ha を新たに臨港地区に指定するものです。

これにより、「金沢港臨港地区」の面積は、約392 ha から約400 ha となります。

「御供田地区」については、区域区分の変更の際にご説明したとおり、県土地開発公社が造成を行う予定の工場用地として、市街化調整区域となっている1.6haと、埠頭用地などの5.0haの、合計6.6haを臨港地区に指定するものです。

「近岡緑地」の1.4haにつきましては、金沢港と周辺住宅地との緩衝帯として、また、港利用者などの休憩緑地として整備されたことから、今後港湾施設として適切に管理するため、臨港地区に指定するものです。

以上が、金沢都市計画臨港地区の変更内容です。

なお、2月13日から2月27日の期間、都市計画案を縦覧致しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会 長： 只今の事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。
特にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。

最後に、事務局のほうから、報告事項がありますので、説明願います。

事務局： お配りしてあります資料3でございます「都市計画決定案件 市町決定一覧表」をご覧ください。

これにつきましては、前回、第148回審議会で報告した分以降の市町村審議会で審議決定された都市計画決定案件の一覧表でございます。

全体で31件ございまして、このうち前回審議会で報告済みで、その後に決定告示がされたものが4件ございまして、表の上から4番目までの案件でございます。それ以外のものが27件ございまして、27件のうち8件は既に決定告示を終えております。以上でございます。

会 長： 只今の事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

特に意見もないようですので、以上で、本日諮問のありました案件、報告等につきましては、無事審議が終了いたしました。

それでは事務局にお返しします。

事務局： どうもありがとうございました。本日は通常より案件が非常に多く、長時間にわたるご審議となったことをお詫び申し上げます。

以上をもちまして、第149回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。